

ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その8）

● 3月19日夜、伯政府は、官報にて日本を含む36ヶ国からの空路による入国を禁止する旨の政令を発出しました。

同政令の概要は以下のとおりです。

1 次の国から空路で来る外国人の入国は、30日間制限される。

中国、全てのEU加盟国、アイスランド、ノルウェー、スイス、英国、豪州、日本、マレーシア、韓国

2 同制限は、次の者には適用されない。

- ・ブラジル人
- ・ブラジルでの永住を事前に許可されている移民
- ・国際機関のミッションによる外国人専門家
- ・ブラジル政府に認定された外国人公務員
- ・ブラジルにいるブラジル人の家族と会う外国人
- ・公益の観点からブラジル政府により特に入国が許可された外国人
- ・国家移住登録証を保有する外国人
- ・貨物輸送

3 本政令で定められた措置に従わない場合は、以下を意味する。

- ・違反者の民事、行政及び刑事上の責任
- ・違反者の即時送還又は国外退去
- ・難民申請の失効

4 本政令は2020年3月23日に施行する。

●引き続き関連情報を収集し、感染予防に努めてください。

● 新型コロナウイルス関連情報

在ブラジル日本大使館のウェブサイトに「新型コロナウイルス関連情報」のページを作成しました。これまでに発出した新型コロナウイルス関連の領事メールなどを掲載しておりますので、情報収集にご利用ください。

https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus.html

●万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は下記公館までご連絡ください。

・在ブラジル大使館

(https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(連邦区, ゴイアス州, トカンチンス州)

・在サンパウロ総領事館

(https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(サンパウロ州, マト・グロッソ州, マト・グロッソ・ド・スール州, 三角ミナス地域)

・在クリチバ総領事館

(https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(パラナ州, サンタ・カタリーナ州)

・在ベレン領事事務所

(https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(パラ州, マラニョン州, アマパ州, ピアウイ州)

・在リオデジャネイロ総領事館

(https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(リオデジャネイロ州, エスピリト・サント州, ミナス・ジェライス州)

・在ポルトアレグレ領事事務所

(https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html)

(リオ・グランデ・ド・スール州)

・在マナウス総領事館

(https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(アマゾナス州, ロンドニア州, ロライマ州, アクレ州)

・在レシフェ総領事館

(https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(セアラ州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州, セルジッペ州, ペルナンブコ州, アラゴアス州, バイア州, パライーバ州)

【参考】

●新型コロナウイルスに関する Q&A 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

●新型コロナウイルス (日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び

入国・入域後の行動制限)【外務省】

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

●ブラジル保険省新型コロナウイルス感染症例数等一覧

<http://plataforma.saude.gov.br/novocoronavirus/#COVID-19-brazil>

以上